

美濃加茂市監査委員告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和 7 年 6 月 17 日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則
同 田 口 智 子

- 1 対象の監査 令和 7 年度 4 月支払分の随時監査(財務監査)
- 2 監査実施日 令和 7 年 5 月 26 日
- 3 監査の結果を通知した日 令和 7 年 5 月 26 日
- 4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和 7 年 6 月 17 日
- 5 監査の結果及び講じた措置の内容

部署	監査の結果	措置の内容
土木課	【注意】 1 月支払の調査委託業務と 4 月支払の調査業務が同様の調査内容にもかかわらず、支出科目(小事業)が相違するのは、不適切である。 また、アンケート件数及び調査結果については、費用対効果が少なく、業務委託する必要がないのではないか。	【回答】 支出科目(小事業)について： 「かわまちづくり整備事業」の事業概要は、リバーポートパーク美濃加茂が賑わうよう運営管理する指定管理者とともに事業を計画、実施するものであり、「Kiso ジオパーク賑わい創出事業」の事業概要は、地域の魅力を向上することにより、定住圏域への定住を促す事を目的に、木曽川河畔空間を活かした川のリスクマネジメント等の各種体験学習や、質の高い固有の河畔空間をつくるため、整備を進めるものであります。 当初は、夏から秋の 4 回のみ実施予定であったが、冬も実施

[illegible]

美濃加茂市監査委員告示第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則
同 田 口 智 子

- 1 対象の監査 令和 7 年度 4 月支払分の随時監査(財務監査)
- 2 監査実施日 令和 7 年 5 月 2 6 日
- 3 監査の結果を通知した日 令和 7 年 5 月 2 6 日
- 4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和 7 年 6 月 2 4 日
- 5 監査の結果及び講じた措置の内容

部署	監査の結果	措置の内容
農林課	【注意】 今後は、この事業を市が実施するにあたり、土地所有者（民有地）から、市への事業実施同意書の提出を受けること。	【回答】 未整備人工林活用委託業務は市が実施している事業であることを十分に理解し、今後は、市への事業実施同意書となるよう様式を改め、土地所有者（民有地）から提出を受けるようにします。